

こども家庭庁の創設及び こども基本法の制定に伴う 対応について

1 こども家庭庁設置法

【成立】 令和4年6月15日 【施行】 令和5年4月1日

(設置)

第二条 (省略) 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置する。

(任務)

第三条 こども家庭庁は、心身の発達過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

★こども家庭庁がこども施策に係る
国全体の司令塔機能を担う。

(1) 分担管理事務(自ら実施する事務)

○小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進

○子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 ○こどもの保育及び養護

○こどものある家庭における子育ての支援体制の整備 ○地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保

○こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進

○こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進

○こどもの保健の向上 ○こどもの虐待の防止 ○いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備

○こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く) ○こども大綱の策定及び推進

★学校教育分野以外の
こども施策及び少子化
対策全般を所管。

(2) 内閣補助事務(内閣の重要政策に関する事務)

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整

○結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

○子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

⇒「[こども家庭庁設置法](#)」の全文は別紙1参照。

2 こども家庭庁令和5年度当初予算について

◆こども家庭庁予算額

令和5年度 当初予算額	令和4年度予算 (移管予定)
48,104億円	46,871億円

※ 一般会計・年金特別会計を合わせた額。

※ 約1,233億円(+2.6%)の増。主な要因としては、「出産・子育て
応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億
円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

◆主要事項、主な新規・拡充事業

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

1 こども大綱の策定・推進

- こども大綱の策定と周知のための情報発信
- 地方自治体こども計画策定支援事業

3.9億円

2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発

- こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討

3 こどもの意見聴取と政策への反映

- こども・若者意見反映推進事業

4 こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

- こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

★引き続き国及びこども家庭庁の動向を注視し、
県のこども施策に反映・活用していく。

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

- 地域少子化対策重点推進交付金

5,854億円

2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

- 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
- 全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援

4 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

1 総合的な子育て支援

- 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(給与の引き上げ等)
- チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進
- 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
- 就学前教育・保育設備交付金 ※認定こども園向け施設整備補助金の一元化
- 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等

34,328億円

2 こどもの居場所づくり支援

- NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施

3 こどもの安全・安心

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施

7,882億円

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

3 障害児支援体制の強化

4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

- 首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言

5 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなぐためのこどもデータ連携の推進

⇒詳細は別紙2「令和5年度当初予算案のポイント(こども家庭庁)」
(内閣官房こども家庭庁設立準備室作成)」を参照。

3 こども基本法 ①

【成立】 令和4年6月15日 【施行】 令和5年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

★こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健全な成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

★こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援の他、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

★こども施策の統一的な方向性。

3 こども基本法 ②

◆責務・努力

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

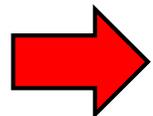
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

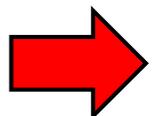


★国・地方公共団体は本法第三条の基本理念にのっとり、こども施策を実施してることが求められる。

◆こども大綱

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。



★「少子化対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化。こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める。
策定時期は令和5年秋頃に予定されている。

⇒ 「こども基本法」の全文は別紙3を参照。

4 都道府県こども計画について ①

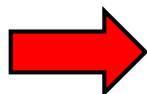
◆こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、**こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画**（以下この条において「都道府県こども計画」という。）**を定めるよう努める**ものとする。

(略)

4 都道府県こども計画は、(省略) **都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**



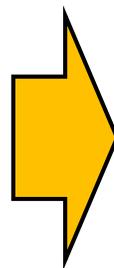
★一体とする計画としては、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づく計画が想定されている。

◆ふくしま新生子ども夢プランの位置付け

◆**計画期間**：令和2年度～6年度

◆**計画の性格（位置付け）**

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・健やか親子21（第2次）の趣旨を踏まえた都道府県母子保健計画
- ・子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画
- ・福島県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画



◆今後の方針

- 都道府県こども計画は「こども大綱を勘案して」作成する必要があることから、作成作業を開始できる時期は早くとも令和5年秋以降となる見込み。
- 現行の「ふくしま新生子ども夢プラン」は令和6年度を終期としており、令和7年度以降は後継計画を策定する予定。また、現行計画は左記のとおり各法規に定めるこども施策に係る計画と一体化していることから、**令和7年度からの後継計画を福島県版こども計画として策定する**。本県こども計画については令和6年度から作成を開始し、当該年度内に開催する福島県子ども・子育て会議において審議する予定。
- 子ども・子育て支援法第62条に基づく「第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画」についても令和6年度を終期としており、次期計画の策定を要する。

4 都道府県こども計画について ②

◆こども等の意見の反映

こども基本法制定による新たな取り組み。

◆こども基本法

(基本理念) ※再掲

第三条

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

★現行計画作成にあたっては「少子化・子育てに関する県民意識調査」（子育て環境の整備や少子化対策に係る県民ニーズ等を把握するための、結婚・出産・子育てなどに関するアンケート調査）を実施。次期計画を作成する際も同様の調査を実施する予定だが、本調査はこども等を対象としたものではないため、次期計画策定時には、計画にこども等の意見を反映させるための調査等を別途実施する予定。

★こども等の意見を聴く手法としては、アンケートやパブリックコメント、委員へのこども・若者の参画、ヒアリングやインタビュー等が国から例示されており、こども施策の内容や目的などに応じて選択することとされている。現在、国のこども家庭庁設立準備室がモデル事業として「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」を実施しており、今年度中に報告書が公表される予定であることから、具体的な手法・活用方法等についてはこれを参照しつつ、次年度に検討する。

★次期計画策定に関するこども等からの意見聴取については、子ども・子育て会議で報告し、県ホームページに掲載する等により、こどもへのフィードバック及び社会一般への発信を図ることを検討。

◆福島県子ども・子育て会議の位置付けと役割

◆福島県子ども・子育て会議条例

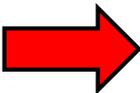
(設置)

第一条 子育て支援、子どもに対する教育及び保育、次世代育成支援その他の子育て支援施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

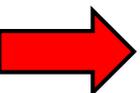
(所掌事務)

第二条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

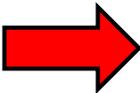
一 子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理に関すること。

- 
- ①都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を制定・変更するときに意見する。⇒計画部会
 - ②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。⇒本会議

二 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に定める事項を調査審議すること。

- 
- ★幼保連携型認定こども園の設置・廃止、事業の停止又は施設の閉鎖及び認可の取消しについて意見する。
⇒認定部会

三 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「次世代育成法」という。）第九条第一項に掲げる事項を調査審議すること。

- 
- ★都道府県行動計画（現行は「ふくしま新生こども夢プラン」）について意見する。⇒本会議

四 前三号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

5 福島県子ども・子育て会議について ②

◆こども家庭庁設置に伴う法改正

◆子ども・子育て支援法 (設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。←令和5年4月1日の施行以降は削除

★国の子ども・子育て会議は、こども家庭庁設置法第七条に定める「こども家庭審議会」に置き換わる。

●都道府県における合議制の機関について定めた同法第七十七条は第七十二条に移動するが、条文に変更はないことから、福島県子ども・子育て会議条例第二条第一項の該当箇所を改正（「第七十七条」を「第七十二条」に改め）するのみとし、「福島県子ども・子育て会議」の名称は変更しない。

◆こども基本法に定める「有機的な連携の確保」

◆こども基本法 (関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

★関係機関相互の有機的な連携については本会議でその機能を果たしていること、また第三項の「協議会」は、子ども・子育て支援法に基づく地方版子ども・子育て会議等の合議制の機関も含むものであり、これとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解されていることから、新たな協議会の設置等は行わない。